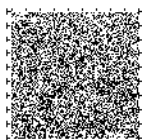


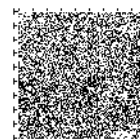
2. 手当・年金

(1) 手当

制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続						
心身障害者 福祉手当	<p>(対象者) 次のいずれかの障害を有する方 ①身体障害者手帳1～4級 ②愛の手帳1～4度 ③脳性麻痺または進行性筋萎縮症</p> <p>(給付の内容)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>1人月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者手帳1～2級 愛の手帳1～3度 脳性麻痺または進行性筋萎縮症</td> <td>15,500円</td> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳3～4級 愛の手帳4度</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、対象者が20歳未満の場合は一律8,000円</p>	対象者	1人月額	身体障害者手帳1～2級 愛の手帳1～3度 脳性麻痺または進行性筋萎縮症	15,500円	身体障害者手帳3～4級 愛の手帳4度	8,000円		<p>次の方は対象外となります。</p> <p>①施設に入所している方 ②難病福祉手当を受給している方 ③児童育成手当(障害手当)を受給している方 ④65歳以上の新規申請者 ⑤所得制限基準額を超える方</p>	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
対象者	1人月額									
身体障害者手帳1～2級 愛の手帳1～3度 脳性麻痺または進行性筋萎縮症	15,500円									
身体障害者手帳3～4級 愛の手帳4度	8,000円									
特別障害者 手当	<p>重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の方。</p> <p>①おおむね身体障害者手帳1～2級程度か、おおむね愛の手帳1～2度程度、もしくはそれらが重複している方。 ②またはこれらと同等の疾病、精神障害の方。</p> <p>※身体障害者手帳または愛の手帳を取得していなくても、具体的な疾病、外傷により心身に障害がある方は認定される場合があります</p>	1人 月額27,980円	<p>次の方は対象外となります。</p> <p>①施設に入所している方 ②3か月を超えて長期入院している方 ③所得制限基準額を超える方 ④「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律」に基づく介護手当を受給されている方は手当額の併給調整あり</p> <p>ただし、加齢に伴う心身機能の低下は、基本的に非認定となります。</p>	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132						
障害児福祉 手当	<p>重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方。</p> <p>①おおむね身体障害者手帳1級～2級程度と、愛の手帳1度～2度程度の児童。 ②またはこれらと同等の疾病、精神障害の児童。</p>	1人 月額15,220円	<p>次の方は対象外となります。</p> <p>①施設に入所している方 ②障害年金を受給している方 ③所得制限基準額を超える方</p>	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132						
重度心身 障害者手当	<p>次のいずれかの障害を有する方</p> <p>①重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方 ②重度の知的障害であって、身体障害者手帳1～2級程度の身体障害を有する方 ③重度の肢体不自由であって、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度の身体障害を有する方</p>	1人 月額60,000円	<p>次の方は対象外となります。</p> <p>①施設に入所している方 ②3か月を超えて長期入院している方 ③65歳以上の方(新規申請者) ④所得制限基準額を超える方</p>	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132						



制 度	対 象 者	給付の内容等	制 限	窓口・手続
難病福祉手当	青梅市が指定した疾病で都の医療費助成の認定を受けている方	1人 月額 6,000円	次の方は対象外となります。 ①施設に入所している方 ②心身障害者福祉手当を受給している方 ③児童育成手当(障害手当)を受給している方 ④65歳以上の新規申請者 ⑤所得制限基準額を超える方	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
特別児童扶養手当	次のいずれかの障害を有する20歳未満の児童を扶養している父・母または養育者 ①1級 ・身体障害者手帳おおむね1～2級程度 ・愛の手帳1～2度程度 ②2級 ・身体障害者手帳おおむね3級程度 ・愛の手帳おおむね3度程度(指定の診断書の提出が必要) ③上記の①～②と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害、重複の障害のある方(指定の診断書の提出が必要)	1級(重度) 1人 月額 53,700円 2級(中度) 1人 月額 35,760円	次の方は対象外となります。 ①施設に入所している方 ②児童の障害を支給事由とする公的年金を受給している方 ③所得制限基準額を超える方	障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132
児童育成手当(育成手当)	父または母が重度の障害者(身体障害者手帳おおむね1～2級程度)である場合で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している保護者	1人 月額 13,500円	次の方は対象外となります。 ①施設に入所している児童 ②所得制限基準額を超える方	こども育成課 手当・医療係 内線 2143・2144
児童育成手当(障害手当)	次のいずれかの障害を有する20歳未満の児童を扶養している父、母または養育者。 ①身体障害者手帳1～2級程度 ②愛の手帳1～3度程度 ③脳性麻痺または進行性筋萎縮症 ④特別児童扶養手当を知的障害で受給中 ⑤特別児童扶養手当1級を身体障害で受給中(ただし身体障害者障害程度等級表2級以上の範囲内)	1人 月額 15,500円	次の方は対象外となります。 ①施設に入所している児童 ②所得制限基準額を超える方	こども育成課 手当・医療係 内線 2143・2144
児童扶養手当	父または母が重度の障害者(身体障害者手帳おおむね1～2級程度)である場合で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(児童が政令で定める程度の障害を有する場合は20歳未満)を扶養している保護者。	所得に応じて 第1子 月額 44,140～ 10,410円 第2子 月額 10,420～ 5,210円 第3子以降 月額 6,250～ 3,130円	次の方は対象外となります。 ①施設に入所している児童 ②里親に委託されている児童 所得等により制限があります。	こども育成課 手当・医療係 内線 2143・2144



(2) 年金等

制 度	対 象 者	窓 口 ・ 手 続 き
障害基礎年金	<p>○初診日が国民年金加入中である方、または年金制度に加入していない60歳以上65歳未満で日本に住んでいる期間にある方、かつ次の要件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害認定日に障害の状態が障害等級の1級、2級に該当する状態か、または障害認定日に該当しなかったが、その後状態が悪化し該当する状態になったとき（65歳誕生日の前々日までに請求） ・初診日前の加入すべき期間（初診日の月の前々月までの期間）の3分の2以上保険料が納付（または免除）されていること、または直近1年間に未納がないこと 	<p>保険年金課国民年金係 内線 2112・2113</p> <p>（第3号被保険者期間に初診日のある方） 年金事務所</p>
	<p>○初診日が20歳前にある方で、次の要件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害認定日または20歳に達したときに障害の状態が障害等級の1級、2級に該当する状態か、または障害認定日に該当しなかったが、その後状態が悪化し該当する状態になったとき（65歳誕生日の前々日までに請求） ・本人の所得が基準を満たしている方 	
障害厚生年金 障害共済年金	<p>○初診日が厚生年金（共済年金）加入中である方、かつ次の要件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害認定日の障害の状態が障害等級の1～3級に該当する状態、または障害認定日に該当しなかったが、その後状態が悪化し該当する状態になったとき（65歳誕生日の前々日までに請求） ・初診日前の加入すべき期間（初診日の月の前々月までの期間）の3分の2以上保険料が納付（または免除）されていること、または直近1年間に未納がないこと <p>※障害厚生（共済）年金1級または2級に該当した場合は、障害厚生（共済）年金のほかに障害基礎年金も支給されます。</p>	<p>（厚生年金加入者） 年金事務所</p> <p>（共済年金加入者） 各共済組合</p>
障害手当金	<p>○初診日が厚生年金（共済年金）加入中である方、かつ次の要件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の原因となった病気・けがが、初診日から5年以内に治り（症状が固定）その治った日に障害厚生年金を受けるよりも軽い障害の状態であって、障害の程度が基準を満たしていること ・保険料の納付要件を満たしていること <p>※厚生年金以外の制度に加入中の傷病は、該当になりません。</p>	年金事務所
特別障害 給付金	<p>次の要件を満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生（昼間部）、または昭和61年3月以前に国民年金の任意加入の対象となっていた被用者等の配偶者 ・任意加入していなかった期間内に初診日がある方。 ・現在、障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態にある方 <p>※ただし、65歳に到達する日の前日までにその障害の状態に該当された方に限られます。</p> <p>※障害基礎年金や障害厚生年金（障害共済年金）などを受給することができる方は対象になりません。</p>	<p>保険年金課国民年金係 内線 2112・2113</p>

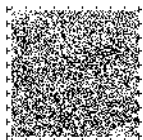
【用語の説明】

初診日…障害の原因となった病気・けがについて、初めて医師等の診療を受けた日

障害認定日…障害状態を定める日のことで、初診日から1年6か月を過ぎた日または症状が固定した日

<青梅年金事務所> 青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4階 電話 0428-30-3410 (代表)

FAX 0428-31-2359



制 度	対 象 者	制度の内容等	窓口・手続
心身障害者 扶養共済	<p>次の保護者および障害者の要件を満たしている方</p> <p>※保護者が加入者になります。</p> <p>(保護者)</p> <p>①次のすべての要件を満たしている方</p> <p>ア 障害者の保護者である。</p> <p>イ 東京都内に住所がある。</p> <p>ウ 加入年度の初日(4月1日)の年齢が65歳未満である。</p> <p>エ 特別な疾病や障害がなく、保険契約の対象となる健康状態である。</p> <p>(障害者)</p> <p>①次のいずれかの障害を有している方</p> <p>ア 知的障害</p> <p>イ 身体障害(1～3級)</p> <p>ウ 精神または身体に永続的な障害があり、その程度が上記アまたはイと同程度と認められる方</p> <p>②年間所得が462万1千円を超えないこと</p>	<p>(制度の概要)</p> <p>保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害と認められたときに、障害者に終身一定額の年金が支給されます。</p> <p>(掛金月額)</p> <p>加入者の加入時年齢により決定</p> <p>1口9,300円～23,300円</p> <p>※障害者1人につき2口まで加入が可能です。</p> <p>※掛金は改定されることがあります。</p> <p>(掛金納付期間)</p> <p>次の2つの要件を両方とも満たした以後の加入月から、掛金を納める必要がありません。</p> <p>①年度初日の加入者の年齢が65歳となったとき</p> <p>②加入期間が20年以上となったとき</p> <p>(支給要件)</p> <p>加入者が死亡または重度障害と認められたとき</p> <p>(支給額)</p> <p>1口あたり月額20,000円</p> <p>※その他、詳細は窓口へお問い合わせください。</p>	<p>(各種手続)</p> <p>障がい者福祉課庶務係 内線 2131・2132</p> <p>(制度内容等)</p> <p>東京都福祉保健局 扶養共済担当 電話 03-5320-4148</p>

